

事業者の皆様へ

**ごみステーションは、地域住民専用のため
事業者のごみは出せません。**

ごみステーションに事業者のものと思われるごみが多く、ごみステーションを管理している住民の方々の迷惑となっており、多数の苦情が寄せられています。

事業系ごみの排出方法について、いま一度ご確認のうえ、適切な処理を徹底してください。

事業系ごみの排出について

事業系ごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、『事業者自らの責任において適正に処理しなければならない』と定められています。

ごみステーションに事業系ごみを排出した場合も、ポイ捨てや道端に捨てる行為と同じように不法投棄となります。

必ず、南部衛生センターに直接持ち込むか、許可業者に収集を依頼し、適正に処理をしてください。

また、近隣市町村の方が通勤途中に居住地以外のごみステーションに生活ごみを捨てているという声も聞かれています。

このような行為も不法投棄となり、処罰の対象となる恐れがあります。

居住地の決められた場所への排出を、従業員の皆様へ周知をしていただくようお願いいたします。

不法投棄は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）、あるいはその両方が科せられます。

双葉地方広域市町村圏組合
広野町、檜葉町、富岡町、川内村
大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
環境省福島地方環境事務所、双葉警察署